

さつま町営住宅等入居者募集案内（随時募集） R6.5

募集の注意事項が書いてあります。申込書を書く前に必ず読んでください。

1 申込資格

(1) 【公営住宅】

- ① 現在、住宅に困っていることが明らかであること。
 - ※ 持家のある方は申込みできません。（売却や差し押さえ等により、持ち家でなくなることが証明できる場合を除く。）
 - ※ 現在、公営住宅に入居している方は申込みできません。但し、婚姻等で世帯分離される方は除きます。
- ② 同居する者は、親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者そのた婚姻の予約者を含む。）に限るものであること。
 - ※ 入居可能日から起算して、1か月以内に婚姻予定のある方を含む。
 - ※ 離婚調停中の方は、その旨を証明できる書類を提出できること。
 - ※ 家族の不自然な分割、寄り合い世帯や税法上扶養関係のない親族等で構成された世帯は申込みできません。
- ③ 単身者が入居ができる公営住宅の規格は、1戸当たりの住戸専用面積が53平方メートル未満で、かつ、居室数が2部屋以下の住宅の募集があった場合に、申込みが可能となります。
- ④ 申込者及び同居親族に町税等の滞納がないこと。
- ⑤ 申込み世帯全員の収入が、国の定める基準に適合すること。
収入月額が158,000円以下（裁量階層にあっては、214,000円以下）であること。）
- ⑥ 暴力団員でないこと。

(2) 【特定公共賃貸住宅】

- ① 申込み世帯全員の収入が、国の定める基準に適合すること。
収入月額が158,001円以上487,000円以下であること。
- ② 自ら居住するために住宅を必要とするもの。
 - ※ 持家のある方は申込みできません。（売却や差し押さえ等により、持ち家でなくなることが証明できる場合を除く。）
 - ※ 現在、公営住宅に入居している方は申込みできません。
- ③ 同居する者は、親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者そのた婚姻の予約者を含む。）に限るものであること。
 - ※ 入居可能日から起算して、1か月以内に婚姻予定のある方を含む。
 - ※ 離婚調停中の方は、その旨を証明できる書類を提出できること。
 - ※ 家族の不自然な分割、寄り合い世帯や税法上扶養関係のない親族等で構成された世帯は申込みできません。
- ④ 申込者及び同居親族に町税等の滞納がないこと。
- ⑤ 暴力団員でないこと。

2 入居収入基準

収入基準の年収（月収）換算表

[単位:円]

区分	収入基準	扶 養 親 族						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	
収入 基準	一般 階層	158,000	2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999	5,423,999
	以下		(247,333)	(292,666)	(332,999)	(372,666)	(412,333)	(451,999)
基準	裁量 階層	214,000	3,887,999	4,363,999	4,835,999	5,311,999	5,787,999	6,263,999
	以下		(323,999)	(363,666)	(402,999)	(442,666)	(482,333)	(521,999)

※ 上記の表は、税込みの総収入の金額（給与所得者1名の場合）です。

なお、共働き等で所得のある方が複数の場合は、計算方法が異なります。

※ **裁量階層とは、次のいずれかに該当する方**

- ① 入居者又は同居者が、次にあげる障害の程度の方
 - ア 身体障害者手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が1級から4級までの方
 - イ 精神障害者福祉手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が1級から2級までの方
 - ウ 療育手帳の交付を受けている方で、イに規定する精神障害の程度に相当する方
- ② 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が特別項症から第6項症までと第1款症の方
- ③ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている方
- ④ 海外からの引揚者（引揚後、5年以内の方）
- ⑤ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条の規定により、国立ハンセン病療養所等の長の認定を受けている方
- ⑥ 入居者が60歳以上の方であり、かつ、同居者又は同居しようとする親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の方である場合
- ⑦ 同居者に中学校就学の始期に達するまでの方がいる場合

※ 認定月額、次のとおり算定します。

- (1) **世帯全員分の年間所得額を合計する。**
- (2) **申込者を除く同居親族数及び別居親族数に38万円をかける。**
- (3) **次に該当する場合は、それぞれ区分に応じた額を合計する。**

- | | |
|----------------------------|------|
| ① 70歳以上の控除対象配偶者又は扶養親族がある場合 | 10万円 |
| ② 特別障害者がある場合 | 40万円 |
| ③ 障害者がある場合 | 27万円 |
| ④ 特定扶養親族（16歳以上23歳未満）がある場合 | 25万円 |
| ⑤ 申込者又は同居親族が、寡婦で所得がある場合 | 27万円 |
| ⑥ ひとり親の場合 | 35万円 |
| ⑦ 給与所得者又は公的年金受給者 | 10万円 |

- (4) あなたの収入月額は

$$\{ (1) - (2) - (3) \} \div 12 = \text{認定月額}$$

この認定月額（収入月額）が 158,000円以下（裁量階層にあつては 214,000円以下）でないと申し込めません。

3 募集する住宅（随時募集）

（1）【公営住宅】

団地名 (地区名)	号数	構造	建設 年度	家賃		間取り	単 身	備考
				一般階層	裁量階層			
古野 (山崎)	3	木造 2階	S60	14,400 ～21,500円	24,500・ 28,300円以下	6・6・6	○	3DK 浄化槽 共益費負担あり
三腰 (泊野)	1	木造 平家	H6	13,900 ～20,700円	23,600・ 27,200円以下	6・6・6	○	3DK 浄化槽 共益費負担あり
	2							
	3	木造 平家	H6	14,600 ～21,700円	24,800・ 28,700円以下	6・6・6	○	3DK 浄化槽 共益費負担あり
五日町西① (宮之城屋地)	201	耐火 3階	S55	14,500 ～21,600円	24,700・ 28,500円以下	6・6・4.5	○	3DK 浄化槽 共益費負担あり
五日町西② (宮之城屋地)	302	耐火 4階	S57	15,300 ～22,800円	26,000・ 30,000円以下	6・6・4.5	○	3DK 浄化槽 共益費負担あり
	303							
	304							
	401							
ウッドタウン (宮之城屋地)	29	木造 2階	H元	17,200 ～25,600円	29,200・ 33,700円以下	6・6・洋	○	3DK 浄化槽 共益費負担あり
溝添 (宮之城屋地)	3	耐火 2階	S56	12,500 ～18,600円	21,200・ 24,500円以下	6・6・6	×	3DK 浄化槽 共益費負担あり
上向西 (虎居)	301	耐火 3階	S61	16,700 ～24,900円	28,500・ 32,900円以下	6・6・6	○	3DK 浄化槽 共益費負担あり
	304							
上向 (虎居)	201	耐火 3階	S58	15,700 ～23,400円	26,700・ 30,800円以下	6・6・4.5	○	3DK 浄化槽 共益費負担あり
	203							
	301							
	304							
柵野 (柵野)	2	木造 平家	S59	10,500 ～15,600円	17,900・ 20,600円以下	6・6・6	○	3DK 汲取り

あじさい (神子)	1 2	木造 平家	H5	17,100 ~25,400 円	29,000・ 33,500 円以下	6・6・6	○	3DK 浄化槽 共益費負担あり
	3 4	木造 平家	H5	16,600 ~24,700 円	28,200・ 32,500 円以下	6・6・6	○	3DK 浄化槽 共益費負担あり
	6	木造 平家	H6	17,500 ~26,000 円	29,700・ 34,300 円以下	6・6・6	○	3DK 浄化槽 共益費負担あり
	7 10	木造 平家	H6	16,700 ~24,800 円	28,400・ 32,700 円以下	6・6・6	○	3DK 浄化槽 共益費負担あり
	11 12	木造 平家	H6	17,300 ~25,700 円	29,400・ 33,900 円以下	6・6・6	○	3DK 浄化槽 共益費負担あり
岩之上 (紫尾)	1 2 5 7 8 9	耐火 2階	S58	14,600 ~21,800 円	24,900・ 28,700 円以下	6・6・4.5	○	3DK 浄化槽 共益費負担あり
	11 13	耐火 2階	S59	16,200 ~24,100 円	27,500・ 31,700 円以下	6・6・4.5	○	3DK 浄化槽 共益費負担あり
	19 20 21 23	耐火 2階	S60	16,400 ~24,400 円	27,900・ 32,200 円以下	6・6・4.5	○	3DK 浄化槽 共益費負担あり
野中 (永野)	103 201 204 302 303 304	耐火 3階	H1	20,300 ~30,200 円	34,500・ 39,900 円以下	6・6・洋	○	3DK 浄化槽 共益費負担あり
向川 (求名)	103 201 203 204 301 302	耐火 3階	S63	20,200 ~30,100 円	34,500・ 39,800 円以下	6・6・洋	○	3DK 浄化槽 共益費負担あり

(2) 【特定公共賃貸住宅】

団地名 (地区名)	号数	構造	建設 年度	家賃	間取り	単 身	備考
吉川 (永野)	2	木造 平家	H7	28,000～44,800円	8・4・5・洋	○	3DK 浄化槽 共益費負担あり
藤川 (求名)	1	木造 平家	H6	25,000～40,000円	8・4・5・洋	×	3DK 浄化槽 共益費負担あり

4 申込みの方法

申込みは別紙の「**町営住宅入居申込書**」に必要事項を記入し、**連帯保証人予定者調書・世帯状況等申告書・健康保険証（入居予定者全員分）**を添えて申し込んでください。

「町営住宅入居申込書の書き方」を添付してありますので、よく読んで記入してください。

(1) **入居予定者になられた方のみ**、ご提出いただく書類です。

- ① 住民票謄本 入居予定者全員分のもので、**本籍・筆頭者・続柄が記載**されたもの。(外国人は、在留カードをお持ちの方)
- ② 令和4年度所得課税証明書（本人、同居予定者全ての個人番号を記入の上、書類の調査を職員が行うことに同意した場合は省略できます。）
※本人、配偶者及び収入がある同居予定者全ての分が必要です。
- ③ 町税の滞納のない証明書又は非課税であることを証明する書類
※滞納のない証明書等が発行できない場合は、「納税証明書（直近3か年度分）」で可。
- ④ 確約書（公民会加入の確約書）
- ⑤ 確約（誓約）書（入居予定者が暴力団員でないという確約書）
※公的書類は、発行後、概ね3か月以内のもの。

(2) 入居予定者になられた方で、次の各項目に該当される方は、**(1)の書類の他にそれぞれ次に記載された書類をご提出**いただきます。

- ① 世帯員に障害者のある方・・・身体障害者手帳又はそれを証明できる書類等
- ② 令和5年1月2日以降に就職、
又は勤務先等の変更があった方・・・給与収入証明又は給与額が確認できる書類
- ③ 令和5年1月2日以降に退職
された方・・・離職（予定）証明書又は雇用保険被保険者離職票
- ④ 生活保護受給中の方・・・生活保護受給証明書
- ⑤ 婚約証明書・・・申込み時点で婚約中の方（入居申込書裏に有り）

5 敷金について

入居予定者は、**月額住宅使用料の3か月分である敷金を入居予定前日までに納付**していただきます。

6 連帯保証人

入居予定者は、入居手續の際に、**連帯保証人を2名たてていただきます。**

連帯保証人は、原則としてさつま町内に居住し、入居者と同程度以上の収入があり、独立して生計を営む方になっていただきます。

未成年者や税金等の滞納がある方、他の公営住宅等に入居されている方は不適格となりますので注意してください。

※ 連帯保証人は、入居者と連帯して住宅使用料やその他の費用負担等について責任を負います。したがって、入居後に住宅使用料の滞納等が発生した場合は、**入居者と同様に債務を弁済する義務を負うと同時に入居者の履行すべき義務について同じ責任が生じます。**

※ **暴力団員である方は、連帯保証人にはなれません。**

7 入居予定者の決定

申込者全員について「町営住宅入居申込書」の記載事項を審査のうえ受理し、必要な場合調査を行ないます。別途、必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

8 注意事項

- (1) 町営住宅では、犬・猫その他の鳥獣類の飼育や餌付けは禁止されています。
- (2) 入居申込書の記載内容が事実と相違していたり、2か所以上の住宅を重複して申込みされたりしますと無効になります。
- (3) 入居者は、住宅使用料（家賃）の他に共益費の負担があります。
- (4) 住宅によって、駐車場の設置状況に差があります。このため、全ての入居者に駐車場が確保されておりません。詳しくは、入居後、各住宅の住宅管理人の指示に従ってください。
※ **町が許可する車庫証明書については、原則として1台限り**とします。2台目以降は各自近くの駐車場を探していただくことになります。
- (5) 入居後、名義人又は同居者が暴力団員であることが判明した場合又は暴力団となったことが判明した場合は、退去していただきます。
- (6) **退去時には、ふすま畳の修繕費用をご負担いただきます。**

9 個人情報の取扱いについて

この提出書類により取得した個人情報は、次の利用目的以外には利用いたしません。

- (1) 町営住宅の入居資格等の審査に関すること
- (2) 町営住宅の選考及び入居手続きに関すること
- (3) 町営住宅入居後の管理に関すること
- (4) 入居申込者及び入居者への業務連絡に関すること

【お問い合わせ先】

さつま町役場 建設課建築係 電話 0996-26-1829（直通）